

○摂南大学大学院学則

昭和63年3月23日

学園104

第1章 総則

(設置)

第1条 摂南大学に大学院を置く。

(目的)

第2条 摂南大学大学院(以下「本大学院」という)は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程)

第3条 本大学院に修士課程および博士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取扱うものとする。ただし、薬学研究科においては、前期、後期に区分しない。

(研究科、専攻および教育研究上の目的)

第4条 本大学院につきの研究科を置き、専攻を設ける。

研究科名	専攻名	課程
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程
理工学研究科	社会開発工学専攻	博士前期課程
	生産開発工学専攻	
	生命科学専攻	博士前期課程
	創生工学専攻	博士後期課程
経済経営学研究科	経済学専攻	修士課程
	経営学専攻	修士課程
法学研究科	法律学専攻	修士課程
国際言語文化研究科	国際言語文化専攻	修士課程

看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
農学研究科	農学専攻	博士前期課程
		博士後期課程

- 2 薬学研究科医療薬学専攻は、医療現場での臨床的課題等を対象とする研究を通して薬学分野の高度な知識・技能・態度を修得し、高度な医療に応えることができる優れた研究能力を有する薬学研究者および薬剤師等の育成を目的とする。
- 3 理工学研究科社会開発工学専攻は、建設および建築に環境保全を加えた社会開発について、高度な専門能力を持つ人材を養成することを目的とする。
- 4 理工学研究科生産開発工学専攻は、機械工学や電気電子工学を基盤として、材料・物性、エネルギー、システム制御、情報・通信、生産・加工等の広範囲の領域について、高度な専門能力を持つ人材を養成することを目的とする。
- 5 理工学研究科生命科学専攻は、分子生命科学や生体生命科学を修得し、医療、環境、食糧等の分野において、高度な専門能力を持つ人材を養成することを目的とする。
- 6 理工学研究科創生工学専攻は、工業製品から都市・建築に関わる構造物までの広範囲なモノづくりにおいて、新しい価値の創生と技術革新を担い得る高度な知的専門職業人を養成することを目的とする。
- 7 経済経営学研究科経済学専攻は、国際経済、地域経済、観光経済を中心とした現代経済学の高度な理論および実証分析の方法を修得し、地域社会・国際社会に貢献できる高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 8 経済経営学研究科経営学専攻は、企業経営、会計、経営情報に関する高度な専門知識と社会の変化を的確に捉えて理解する知識を身につけ、外部環境の変化に柔軟に対応できる高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 9 法学研究科法律学専攻は、高度の法学知識を身につけた専門職業人として、実務と理論に強い組織内型法律実務専門家およびパラリーガルと呼ばれる広義の独立型法律実務専門家を養成することを目的とする。
- 10 国際言語文化研究科国際言語文化専攻は、国際化により世界が直面している複雑な諸問題の解決に貢献できるよう、語学力を身につけるとともに異文化を深く理解し、高度な専門知識を持つ人材を養成することを目的とする。
- 11 看護学研究科看護学専攻は、看護のあらゆる場において、地域社会の在り方や文化を踏まえた上で、多様な人々と協働して多様化、複雑化したこれからの社会に貢献できる

人材を育成することを目的とする。

- 12 農学研究科農学専攻は、自然科学から社会科学まで幅広いアプローチにより、「食」と「農」に関わる高度な専門知識・技術を修得し、広い視野と高い倫理観を身につけ、国内外の諸問題の解決や地域社会および国際社会の発展に貢献できる人材を養成する。

(修業年限)

第5条 修士課程の修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。ただし、薬学研究科博士課程の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第6条 修士課程には、4年を超えて在学することができない。

- 2 博士前期課程には4年、博士後期課程には6年を超えて在学することができない。ただし、薬学研究科博士課程の在学年限は8年とする。

(収容定員)

第7条 本大学院の収容定員は、つぎのとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程または修士課程		博士後期課程または薬学研究科博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
薬学研究科	医療薬学専攻	—	—	4名	16名	16名
理工学研究科	社会開発工学専攻	12名	24名	—	—	24名
	生産開発工学専攻	12名	24名	—	—	24名
	生命科学専攻	10名	20名	2名	6名	26名
	創生工学専攻	—	—	2名	6名	6名
	計	34名	68名	4名	12名	80名
経済経営学研究科	経済学専攻	5名	10名	—	—	10名
	経営学専攻	5名	10名	—	—	10名
	計	10名	20名	—	—	20名
法学研究科	法律学専攻	5名	10名	—	—	10名
国際言語文化	国際言語文化専攻	5名	10名	—	—	10名

研究科						
看護学研究科	看護学専攻	4名	8名	2名	6名	14名
農学研究科	農学専攻	20名	40名	3名	9名	49名
合計		78名	156名	13名	43名	199名

第2章 教員組織

(教員組織)

第8条 本大学院に教育研究上の目的を達成するため、研究科および専攻の規模ならびに授与する学位に応じ、必要な教員を置く。

2 研究科および専攻においては、教員の適切な役割分担および連携体制を確保し、組織的な教育を行うものとする。

(授業および研究指導の担当)

第9条 本大学院の授業および学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という)は、本大学院教員がこれにあたる。

2 専攻の授業科目を担当する教員を指導教員とし、学生の本大学院における研究指導にあたるものとする。

3 必要により他の大学院もしくはその他の大学院教員有資格者に、授業の担当を依頼することができる。

第3章 運営組織

(大学・大学院運営会議)

第10条 本大学院の教育研究に関する重要な事項を審議するため大学・大学院運営会議を置く。

2 大学・大学院運営会議に関する事項は、大学・大学院運営会議規定に定める。

(学長戦略会議)

第10条の2 本大学院の将来計画および教育研究・管理運営に関する重要な事項を協議するため学長戦略会議を置く。

2 学長戦略会議に関する事項は、学長戦略会議規定に定める。

(研究科長)

第11条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、基礎となる学部の学部長をもってあてる。

3 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第12条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長がつぎに掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

イ 学生の入学および課程の修了に関すること

ロ 学位の授与に関すること

ハ 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要と学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 その他各研究科の研究科委員会について必要な事項は、各研究科の研究科委員会規定に定める。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第13条 本大学院における教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。

2 前項の授業および研究指導にあたっては、その方法、内容および年間の計画ならびに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示する。

3 第1項に定める授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 第1項の授業の一部を、校舎および付属施設以外の場所で行うことができる。

(教育方法改善のための組織的な研修等)

第13条の2 本大学院は、授業および研究指導の内容ならびに方法等の改善を図るため、組織的な研修および研究を行う。

(授業科目、研究指導分野、単位および履修方法)

第14条 研究科における授業科目、研究指導分野、単位および履修方法は別表第1のとおりとし、履修について必要な事項は、別に定める。

(履修科目の選定および申請)

第15条 学生は、指導教員の指導を受けて履修しようとする授業科目を選定し、指導教員の承認を経て所定の期日までに申請しなければならない。

(教育職員免許状)

第15条の2 本大学院において、教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類および免許教科は、つぎのとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
理工学研究科	社会開発工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	生産開発工学専攻		
	生命科学専攻 (博士前期課程)	(イ) 中学校教諭専修免許状 (ロ) 高等学校教諭専修免許状	理科
国際言語文化研究科	国際言語文化専攻	(イ) 中学校教諭専修免許状 (ロ) 高等学校教諭専修免許状	英語
看護学研究科	看護学専攻 (博士前期課程)	養護教諭専修免許状	養護教諭
農学研究科	農学専攻 (博士前期課程)	(イ) 中学校教諭専修免許状 (ロ) 高等学校教諭専修免許状	理科

3 免許状授与の所要資格の取得方法については、別に定める。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第16条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、前条にかかわらず、他の大学院または本大学院の他の研究科との協議に基づき、学長の許可を得て、学生に当該他大学院または他研究科の授業科目を履修させることができる。

2 研究科長は、教育上有益と認めたときは、所属する研究科内の自専攻以外の専攻の授業科目を履修させることができる。

3 前2項により履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科で定める所定の単位を超えない範囲で、本大学院における課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院また

は研究所等(以下「他の大学院等」という)との協議に基づき、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 修士課程または博士前期課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は1年を限度とする。

(外国の大学院等への留学)

第18条 研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、学長の許可を得て、学生を外国の大学院等に留学させることができる。

- 2 第16条の規定は、学生が前項の規定により留学する場合に準用する。
- 3 第1項の許可を得て留学した期間は、本大学院における課程修了の要件としての修業年限に算入することができる。

(試験および成績の評価)

第19条 履修した授業科目の試験は、所定の期間内に行う。ただし、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

- 2 試験の成績は、「5(100～80点)・4(79～70点)・3(69～60点)・2(59点以下)・×(受験せず)」の5種の評語をもって表わし、「5・4・3」を合格、「2・×」を不合格とする。
- 3 演習、研修および特別研究は、単に合格または不合格をもって示すことがある。

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修し合格した者には、所定の単位を与える。

第5章 課程の修了要件および学位

(課程の修了要件)

第21条 博士前期課程または修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について第4項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、第4条に定める教育研究上の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、当該課程に大学院設置基準(昭和49年6月20日文部省令第28号)第17条に定める期間以上在学して、所定の授業科目について第4項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。
- 3 薬学研究科博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、第4項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格す

ることとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

4 修了に必要な授業科目の単位数については、つぎのとおりとする。

区分		単位数
博士前期課程または修士課程		30単位以上
博士後期課程	理工学研究科	22単位以上
	看護学研究科	19単位以上
	農学研究科	22単位以上
博士課程	薬学研究科	30単位以上

(学位論文の審査等)

第22条 前条の学位論文の審査等に必要な事項は、学位規定に定める。

(最終試験)

第23条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行う。

2 最終試験に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

(学位の授与)

第24条 第21条により本大学院の課程を修了した者には、つぎの学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
理工学研究科	社会開発工学専攻	博士前期課程	修士(工学)
	生産開発工学専攻		
	生命科学専攻	博士前期課程	修士(理学)
	創生工学専攻	博士後期課程	博士(工学)
	生命科学専攻	博士後期課程	博士(理学)
経済経営学研究科	経済学専攻	修士課程	修士(経済学)
	経営学専攻	修士課程	修士(経営学)
法学研究科	法律学専攻	修士課程	修士(法学)
国際言語文化研究科	国際言語文化専攻	修士課程	修士(文学)
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士(看護学)
		博士後期課程	博士(看護学)

農学研究科	農学専攻	博士前期課程	修士(農学)
		博士後期課程	博士(農学)

2 前項に定める者のほか、博士の学位を得るための審査を請求した者については、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有する者と確認されたとき、博士の学位を授与する。

3 前2項に定めるほか、学位授与の要件その他の学位に関し必要な事項は、学位規定に定める。

第6章 学年および休業日

(学年)

第25条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第26条 学年をつぎの2学期に分ける。

イ 前期 4月1日から9月30日まで

ロ 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合、学長は、前項に定める前期の終期および後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第27条 休業日は、つぎのとおりとする。

イ 日曜日

ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ 本学園創立記念日 10月30日

ニ 春期休業日 3月25日から4月4日まで

ホ 夏期休業日 8月1日から9月18日まで

ヘ 冬期休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、または休業日に授業を行うことができる。

第7章 入学、休学、復学、退学、再入学、転学、転入学および除籍

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学年の途中においても、第26条に定める学期の区

分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第29条 本大学院の博士前期課程または修士課程に入学することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。

- イ 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - ロ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - ハ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - ニ 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ホ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ヘ 文部科学大臣の指定した者
 - ト 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。
- イ 修士の学位または専門職学位を有する者
 - ロ 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ハ 文部科学大臣の指定した者
 - ニ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- 3 本大学院の薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。
- イ 6年制薬学部を卒業した者
 - ロ 修士の学位または専門職学位を有する者
 - ハ 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ニ 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ホ 文部科学大臣の指定した者
 - ヘ 2005年度以前の4年制薬学部の課程を卒業し、かつ、3年以上の社会での実務経験を

有し、6年制薬学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

ト その他本大学院が上記イあるいはロと同等以上の学力があると認めた者

- 4 第1項ト号、第2項ニ号ならびに前項へ号およびト号の学力検査は、研究科委員会がこれを行う。
- 5 第2項により出願した者の、当該出身大学院において修得した単位の認否については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(入学の出願)

第30条 本大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに、所定の出願書類に第43条に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第31条 前条の入学志願者の選考は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学手続および入学許可)

第32条 前条による選考に合格した者は、指定の期日までに第44条に定める学費を納入し、かつ、所定の書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に出席し、かつ、入学の宣誓をしなければならない。

(休学)

第33条 病気その他のやむを得ない理由により、引き続き2カ月以上修学することができない者は、所定の休学願に理由を証明する書類を添えて提出し、研究科長の許可を得て休学することができる。

- 2 研究科長は、病気のため修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、博士前期課程または修士課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年、薬学研究科博士課程は通算して4年を、それぞれ超えることができない。
- 3 休学期間は、第6条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由が消滅したときは、研究

科長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第36条 病気その他やむを得ない理由のため退学しようとする者は、研究科長に保証人連署の退学願と学生証を提出し、学長の許可を受けなければならない。なお、病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 退学しようとする者は、その学期の学費を納入しなければならない。

(再入学)

第37条 正当な理由で退学した者および第40条イ号、ロ号またはハ号に該当する者が、再入学を願い出たときは、学長は定員に余裕のある場合に限り、選考のうえこれを許可することができる。

2 すでに履修した授業科目および修得した単位の取扱いならびに在学年限については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(転学)

第38条 本大学院から他の大学院へ転学しようとする者は、所定の転学願にその理由を具して、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転入学)

第39条 他の大学院の学生が本大学院に転入学を願い出たときは、学長は定員に余裕のある場合に限り、選考のうえこれを許可することができる。

2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長または研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(除籍)

第40条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、学長がこれを除籍する。

イ 所定の期日までに学費を納入しない者

ロ 休学者で在籍料を所定の期日までに納入しない者

ハ 休学期間満了前までに、復学を願い出ない者

ニ 第6条に定める在学年限を超えた者

ホ 第34条第2項に定める休学期間を超えた者

ヘ 他の大学院、大学、短期大学または高等専門学校に在籍していることが明らかになった者

ト 死亡確認された者

第8章 賞罰

(表彰)

第41条 表彰に価する行為があった学生には、表彰する。

2 表彰については、摂南大学学生の学園生活規定に定める。

(懲戒)

第42条 本大学院学則および諸規定に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、学生委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、譴責、停学および放学とする。

3 放学は、つぎの各号のいずれかに該当する者に対して行う。

イ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

ロ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

ハ 正当な理由がなくて出席が常でない者

ニ 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 入学検定料および学費等

(入学検定料)

第43条 入学検定料の額は、手数料収納に関する内規に定める。

(学費等)

第44条 学費は、入学金、授業料および教育充実費とし、その額は、別表第2のとおり定める。ただし、長期履修学生の学費の額については、摂南大学大学院長期履修学生規定に定める。

2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 休学中の学費は、休学開始日の属する期の翌期から免除する。ただし、別表第3に定める在籍料を学費免除の当該期から納入しなければならない。

4 休学中の学費等の取扱いについては、大学院学費納入規定に定める。

(既納の入学検定料および学費等)

第45条 既に納入された入学検定料、学費および在籍料は、返戻しない。ただし、大学院学費納入規定に定めのある場合は、この限りでない。

(納期、納入方法等)

第46条 学費および在籍料の納期、納入方法等について必要な事項は、大学院学費納入規定に定める。

(科目等履修生等の学費等の額)

第47条 科目等履修生および特別聴講学生の履修料ならびに特別研究学生の研究料なら

びに外国人留学生および外国人特別留学生の学費の額等は、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人留学生、外国人特別留学生および長期履修学生

(科目等履修生)

第48条 研究科の授業科目中、1科目または数科目を選んで履修を志願する者があるときは、授業および研究に支障のない限り選考のうえ、これを許可することができる。

(特別聴講学生)

第49条 他の大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、本大学院の研究科と当該他大学院との協議に基づき、学長の許可を得て、特別聴講学生として受け入れることができる。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院に在学する学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、本大学院の研究科と当該他大学院との協議に基づき、学長の許可を得て、特別研究学生として受け入れることができる。

2 修士課程または博士前期課程の学生を特別研究学生として受け入れる場合は、受入期間は1年を超えないものとする。

(外国人留学生)

第51条 外国人で本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて、選考のうえ、学長の許可を得て、外国人留学生としてこれを許可することができる。

(外国人特別留学生)

第52条 外国の大学院の学生で、本大学院における授業科目の履修または研究指導を受けようとする者があるときは、本大学院の研究科と当該外国の大学院との協議に基づき、学長の許可を得て、外国人特別留学生として受け入れることができる。

(長期履修学生)

第52条の2 社会人等に、大学院での学修機会を広げるために、長期履修制度を設ける。

長期履修制度を導入する研究科は、摂南大学大学院長期履修学生規定に定める。

2 各研究科において、第5条第1項および第2項に定める2年の修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを目的として、入学を願い出る者があるときは、当該研究科委員会の意見を聴いて学長が長期履修学生として入学を許可することができる。

3 長期履修制度を導入する研究科において、長期履修学生が第5条第1項および第2

項に定める修業年限に、または第5条第1項および第2項に定める修業年限とする学生が長期履修学生に、変更を願い出た場合は、所属または入学を希望する研究科委員会の意見を聴いて学長が許可することができる。

(科目等履修生等に関する規定)

第53条 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人留学生、外国人特別留学生および長期履修学生に関する規定は、別に定める。

第11章 その他

(在学期間中の有職)

第54条 研究科委員会において、就学に支障がないと認めた場合、学生が在学中に職を有することを認めることがある。

(準用)

第55条 本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項については、摂南大学学則を準用する。

(学則の改廃)

第56条 本大学院学則の改廃は、大学・大学院運営会議および研究科委員会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

付 則

1 本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

2 本大学院学則は、昭和63年4月1日より施行する。

3

イ この改正学則は、2026年4月1日から施行する。

ロ 看護学研究科の2026年度以前の入学者にかかる学費については、なお従前の例による。

ハ 薬学研究科の2016年度以前の入学者にかかる授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。

ニ 法学研究科の2022年度以前の入学者にかかる授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。

ホ 経済経営学研究科の2018年度以前の入学者にかかる教育職員免許状については、なお従前の例による。

へ 理工学研究科の2025年度以前の入学者にかかる授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。

ト 国際言語文化研究科の2020年度以前の入学者にかかる授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。

チ 2019年度以前の入学者の学費の金額については、なお従前の例による。

別表第1 教育課程表

研究科各専攻の授業科目、研究指導分野、単位および履修方法

- (1) 薬学研究科 省略
- (2) 理工学研究科 省略
- (3) 経済経営学研究科 省略
- (4) 法学研究科 省略
- (5) 国際言語文化研究科 省略

(6) 看護学研究科

イ 看護学専攻

博士前期課程

研究科専門課程		専攻分野等		授業科目	単位数			備考
					必修	選択	自由	
看護学研究科	看護学専攻	共通科目		看護学研究	2			
				多職種連携演習		2		
				臨床看護倫理		1		
				フィジカルアセスメント特論		2		
				臨床推論特論		2		
				薬物治療学特論		2		
				医療経済特論		2		
				地域医療防災演習		1		
				看護人間工学特論		2		
				看護教育特論		2		
				疫学・保健統計学特論		2		
				国際保健学特論		1		
				専門科目	基盤・療養支援看護学領域	基盤実践看護学分野	基盤実践看護学特論	
	基盤実践看護学演習		2					
	基盤実践看護学援助特論		2					
	療養支援看護学分野	療養支援看護学特論			2			
		療養支援看護学演習			2			
		療養支援看護学援助特論			2			
		地域・次世代発達支援看護学領域	地域支援看護学分野		地域支援看護学特論		2	
	地域支援看護学演習				2			
地域支援看護学援助特論				2				
次世代発達支援看護学分野	次世代発達支援看護学特論			2				
次世代発達支援看護学演習		2						
次世代発達支援看護学援助特論		2						

		研究科目	看護学特別研究	8			
		計		10	43		

履修方法

- 1 共通科目から「看護学研究」(2単位)を含む16単位、専門科目から専攻分野の看護学特論、看護学演習、看護学援助特論の各2単位および研究科目から「看護学特別研究」(8単位)、合計30単位以上を修得すること。なお、専攻分野以外の専門科目を修得した場合、2単位までを共通科目とみなし、修了に必要な単位数に含める。
- 2 本研究科の教育研究上の基本理念や目的に沿った指導のもと修士論文の作成に取り組み、修士論文の審査および最終試験を受けるものとする。

ロ 看護学専攻

博士後期課程

研究科専 門課程	専攻分野等		授業科目	単位数			備考
				必修	選択	自由	
看護 学研 究科	看護 学専 攻	共通科目		看護学研究方法特論	2		
				看護実践応用特論	1		
		専門科目	基盤・ 療養支 援看護 学領域	基盤・療養支援看護学特論		2	
				基盤・療養支援看護学演習		2	
			地域・ 次世代 発達支 援看護 学領域	地域・次世代発達支援看護学特論		2	
				地域・次世代発達支援看護学演習		2	
		研究科目		特別研究	12		
		計			15	8	

履修方法

- 1 共通科目から必修科目3単位、専門科目から専攻する研究領域の看護学特論、看護学演習の各2単位および研究科目から「特別研究」(12単位)、合計19単位以上を修得すること。

2. 本研究科の教育研究上の基本理念や目的に沿った指導のもと博士論文の作成に取り組み、博士論文の審査および最終試験を受けるものとする。

(7) 農学研究科 省略

別表第2 学費

各研究科の学費の金額は、つぎのとおりとする。

(単位：円)

研究科	科目 課程	入学金(入学時納入)	授業料(年額)	教育充実費(年額)
薬学研究科	博士課程	220,000	680,000	120,000
理工学研究科	博士前期課程	150,000	900,000	120,000
	博士後期課程	220,000	840,000	120,000
経済経営学研究科	修士課程	150,000	600,000	120,000
法学研究科	修士課程	150,000	600,000	120,000
国際言語文化研究科	修士課程	150,000	620,000	120,000
看護学研究科	博士前期課程	150,000	540,000	120,000
	博士後期課程	220,000	540,000	120,000
農学研究科	博士前期課程	150,000	830,000	120,000
	博士後期課程	220,000	780,000	120,000

学費の金額は、経済情勢の著しい変動があった場合、改定することがある。

別表第3 在籍料

(単位：円)

研究科	前期	後期
薬学研究科	60,000	60,000
理工学研究科		
経済経営学研究科		
法学研究科		
国際言語文化研究科		
看護学研究科		
農学研究科		

○摂南大学大学院看護学研究科履修規定

2023年2月27日

摂学内039

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、大学院学則第13条、第14条、第15条および第15条の2に基づき、看護学研究科(以下「本研究科」という)において開設する教育課程の編成および授業科目の履修について必要な事項を定める。

(教育課程の編成)

第2条 本研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目の分類および単位数)

第3条 授業科目の分類は、修了要件との関連で、必修科目、選択科目および自由科目とする。

2 本研究科で開設する授業科目の分類、単位数、週時間数および履修年次は別表第1のとおりとする。

3 自由科目は、つぎのとおりとする。

イ 他の大学院、本大学院の他の研究科の授業科目

ロ 自由科目は、本研究科で定める所定の単位を超えない範囲で、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(履修方法)

第4条 授業科目は、本研究科の定めるところにより履修しなければならない。

2 博士前期課程の学生は、専攻する研究領域から分野を選び、その専攻分野に所属するいずれかの教員を指導教員として、履修の全般について指導を受けるものとする。

3 博士後期課程の学生は、専攻する研究領域を選び、その研究領域に所属するいずれかの教員を指導教員として、履修の全般について指導を受けるものとする。

4 博士前期課程の履修方法は、次のとおりとする。

履修方法

- | |
|---|
| <p>1. 共通科目から「看護学研究」(2単位)を含む16単位、専門科目から専攻分野の看護学特論、看護学演習、看護学援助特論の各2単位および研究科目から「看護学特別研究」(8単位)、合計30単位以上を修得すること。なお、専攻分野以外の専門科目を修得した場合、2単位までを共通科目とみなし、修了に必要な単位数に含める。</p> <p>2. 本研究科の教育研究上の基本理念や目的に沿った指導のもと修士論文の作成に取り組み、修士論文の審査および最終試験を受けるものとする。</p> |
|---|

5 博士後期課程の履修方法は、次のとおりとする。

履修方法
1. 共通科目から必修科目3単位、専門科目から専攻する研究領域の看護学特論、看護学演習の各2単位および研究科目から「特別研究」（12単位）、合計19単位以上を修得すること。 2. 本研究科の教育研究上の基本理念や目的に沿った指導のもと博士論文の作成に取り組み、博士論文の審査および最終試験を受けるものとする。

(研究指導)

第5条 研究指導は、本研究科の専任教員が行うものとする。

(履修申請)

第6条 履修申請は、毎年研究科長が定める期間および申請要領に従って、手続きしなければならない。

2 正当な理由がなく、前項に定める期間内に履修申請手続きをしない者は、その年度履修を許可しない。

3 同時限に重複して履修することはできない。

(履修科目の変更)

第7条 履修申請期間後の変更または追加は、授業科目時間割の変更の場合を除いて許可しない。

(履修許可の取消し)

第8条 履修許可後において本規定および申請要領に違反していることが判明したときは、履修許可を取り消す。

2 前項の場合は、告示する。

(成績評価基準等)

第9条 本研究科は、学生に対して、授業および研究指導の方法および内容ならびに1年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本研究科は、学修の成果および学位論文に係る評価ならびに修了の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(修了要件ならびに学位)

第10条 大学院学則第21条の定めるところにより、本研究科の課程を修了した者には同第24条により所定の学位を授与する。

第2章 教職課程

(教育職員免許状の種類および免許教科)

第11条 本研究科において、教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類および免許教科は、つぎのとおりとする。

研究科	課程	専攻	免許状の種類	免許教科
看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	養護教諭専修免許状	養護教諭

(基礎資格および最低修得単位)

第12条 前条に定める教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、別表第2に定める科目の中から24単位以上を修得すること。ただし、取得しようとする免許教科と同教科の一種免許状を既に取得している者とする。

(教育職員免許状出願手続)

第13条 前条に定める単位を修得した学生は、別に定める期間および出願要領に従い、必要書類に手数料を添えて提出し、免許状の交付事務を依頼することができる。

第3章 雑則

(補則)

第14条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関して必要な事項は看護学研究科委員会の議を経て、看護学研究科長が定める。

(規定の改廃)

第15条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および看護学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

付 則

1 この規定は、2023年4月1日から施行する。

2

イ この改正規定は2026年4月1日から施行する。

ロ 2025年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1 教育課程表

(1) 看護学専攻

博士前期課程

科目区分	授業科目	単 位 数	週時間数		履修年次
			前期	後期	
共通科目	看護学研究	②	2		1
	多職種連携演習	②		2	1
	臨床看護倫理	①	1		1
	フィジカルアセスメント特論	②	2		1
	臨床推論特論	②	2		1
	薬物治療学特論	②		2	1

		医療経済特論	2	2		1	
		地域医療防災演習	1	2		1	
		看護人間工学特論	2		2	1	
		看護教育特論	2	2		1	
		疫学・保健統計学特論	2	2		1	
		国際保健学特論	1		1	1	
専 門 科 目	基盤・療養 支援看護学 領域	基盤実践看 護学分野	基盤実践看護学特論	2	2		1
			基盤実践看護学演習	2		2	1
			基盤実践看護学援助特論	2	2		2
	療養支援看 護学分野	療養支援看護学特論	2	2		1	
		療養支援看護学演習	2		2	1	
		療養支援看護学援助特論	2	2		2	
	地域・次世 代発達支援 看護学領域	地域支援看 護学分野	地域支援看護学特論	2	2		1
			地域支援看護学演習	2		2	1
			地域支援看護学援助特論	2	2		2
		次世代発達 支援看護学 分野	次世代発達支援看護学特論	2	2		1
			次世代発達支援看護学演習	2		2	1
			次世代発達支援看護学援助特論	2	2		2
研究科目	看護学特別研究	⑧	4	4	1～2		

注

- 1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。
- 2 看護学特別研究は2年間8単位とする。

(2) 看護学専攻

博士後期課程

科目区分		授業科目	単 位 数	週時間数		履修年次
				前期	後期	
共通科目		看護学研究方法特論	②	2		1
		看護実践応用特論	①		1	1
専門科目	基盤・療養支援看 護学領域	基盤・療養支援看護学特論	2	2		1
		基盤・療養支援看護学演習	2		2	1
	地域・次世代発達 支援看護学領域	地域・次世代発達支援看護学特論	2	2		1
		地域・次世代発達支援看護学演習	2		2	1
研究科目	特別研究	⑫	6	6	1～3	

注

- 1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。
- 2 特別研究は3年間12単位とする。

別表第2

教育職員免許状取得のために必要な科目

大学が独自に設定する科目

養護教諭

看護学専攻(博士前期課程)

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数		左記に対応する本学での科目等				
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
				前期	後期	
養護に関する科目	24	多職種連携演習	2		2	1
		臨床看護倫理	1	1		1
		フィジカルアセスメント特論	2	2		1
		臨床推論特論	2	2		1
		薬物治療学特論	2		2	1
		医療経済特論	2	2		1
		地域医療防災演習	1	2		1
		看護人間工学特論	2		2	1
		看護教育特論	2	2		1
		疫学・保健統計学特論	2	2		1
		国際保健学特論	1		1	1
		基盤実践看護学特論	2	2		1
		基盤実践看護学演習	2		2	1
		基盤実践看護学援助特論	2	2		2
		療養支援看護学特論	2	2		1
		療養支援看護学演習	2		2	1
		療養支援看護学援助特論	2	2		2
		地域支援看護学特論	2	2		1
		地域支援看護学演習	2		2	1
		地域支援看護学援助特論	2	2		2
次世代発達支援看護学特論	2	2		1		
次世代発達支援看護学演習	2		2	1		
次世代発達支援看護学援助特論	2	2		2		

注 最低修得単位数は、既に養護教諭一種免許状を取得している者を対象とした単位である。